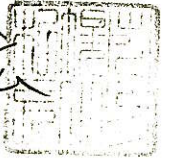


札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和5年12月18日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第51号

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第28号）の施行期日は、令和5年12月27日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。